

公立大学法人滋賀県立大学特別研究員規程

平成 25 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 154 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 19 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の特別研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別研究員)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者を特別研究員として受け入れることができる。

- (1) 日本学術振興会の特別研究員（学生の身分を有する者を除く。）、外国人特別研究員に採用された者またはこれに準ずる制度により受け入れる者
- (2) 本学が授与する近江環人（コミュニティ・アーキテクト）の称号を有する者または同等の学識、研究・活動実績を有する者で、その研究または活動が本学の学術研究の進展に貢献すると認められる者

(受入手続)

第 3 条 特別研究員を受け入れようとする学部および専任教員が配置される教育研究組織（以下「部局」という。）の長は、学部にあつては教授会、専任教員が配置される教育研究組織にあつては当該教育研究組織の教員人事に関する事項を審議する会議において審査のうち、特別研究員受入願（別記様式 1）により理事長に申請するものとする。

(承認)

第 4 条 理事長は、前条の申請が適当と認められるときは、受入れを承認する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる特別研究員の受入れの可否の決定は、日本学術振興会の選考結果の通知後に行うものとする。

- 2 理事長は、受入れを承認したときは、特別研究員受入許可書（別記様式 2）を部局の長を経由して受入教員に送付するものとする。

(受入責任者)

第 5 条 特別研究員を受け入れる部局は、受入責任者を置き、受入教員をもって充てる。

(受入期間)

第 6 条 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる特別研究員の受入期間は、日本学術振興会の定める採用の範囲内で認めるものとする。

- 2 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる特別研究員の受入期間は、1 年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長を認めることができる。

(身分の取扱)

第7条 特別研究員と本学との間には、雇用関係は生じないものとする。

2 特別研究員には、給与、旅費、滞在費およびその他研究活動に要する経費は支給しない。
ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

(施設の利用)

第8条 特別研究員は、本学の教育・研究に支障のない範囲内において、研究遂行上必要な施設、設備等を利用することができる。ただし、原則として研究室は措置しない。

(遵守義務)

第9条 特別研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年3月5日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式1（第3条関係）

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

部局名
部局長
受入教員

印
印

特 別 研 究 員 受 入 願

下記の者を特別研究員として受け入れることを申請します。

記

| | | | |
|---|---------------|------|-------------|
| フリガナ 氏 名 | | 性 別 | ※ 1 男 ・ 2 女 |
| | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 現 住 所 | | | |
| 現 職 (第2条第1項第1号に より受け入れる者は 省略可) | | | |
| 最 終 学 歴 | | | |
| 研究歴および 職歴の概要 | | | |
| 研究課題 | | | |
| 研究内容 | | | |
| 受入期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 教授会等審査日 | 年 月 日 承認済 | | |
| その他 | | | |

※ いずれかの番号に○を付すこと

別記様式2（第4条関係）

特別研究員受入許可書

年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

年 月 日付けで申請のあった特別研究員の受け入れについては、下記のとおり許可します。

記

| | | | |
|------------------|---------------|------|-------|
| フリガナ 氏名 | | 性別 | |
| | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 受入期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 受入学部等 および受入教員 | | | |
| 研究課題 | | | |
| 備考 | | | |